

令和3年度 第1回 八尾市入札等監視委員会議事録

開催日時	令和3年7月13日(火) 午後2時から3時47分
開催場所	八尾市役所 本館5階 庁議室
出席委員	3名(全員出席)
事務局	総務部：築山部長、契約検査課：石元課長、小西課長補佐、坂本課長補佐、 鵜飼係長
議 題	<p>1. 入札・契約実績(対象期間：令和3年2月11日～令和3年6月22日)</p> <p>2. 抽出工事の審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注案件名称：桂中学校第2体育館等改修工事  入札方式：条件付一般競争入札  開札日：令和3年5月19日  受注者：株式会社大一建設  契約金額：115,590,200円</li> <li>・発注案件名称：令和3年度小規模維持補修工事年間単価契約その2  入札方式：指名競争入札  開札日：令和3年5月24日  受注者：全12者  契約金額：-</li> <li>・発注案件名称：曙町四丁目公園外測量設計業務  入札方式：条件付一般競争入札  開札日：令和3年6月14日  受注者：(株)スペースビジョン研究所  契約金額：2,029,500円</li> </ul> <p>3. 令和2年度入札・契約実績</p> <p>4. その他</p>
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし

委員からの主な意見・質問、それらに対する回答等

1. 入札・契約実績（対象期間：令和3年2月11日～令和3年6月22日）

（事務局）審議対象期間中の入札・契約実績について説明

（委員）単価契約とはどういうものか。地域分けしているのか。

（事務局）入札条件に区域エリアの指定はない。365日どのタイミングでも対応できる業者を選定している。12者を設定しているのは業者の休みである8月、年末年始の対応もお願いすることになる。契約手法は緊急事案には間違いないが、随意契約理由は少額になることが大半なので迅速な施工につなげるために年間単価契約という手法を取っている。通常の随意契約は見積もりを取ってその中での最安値になるが、予め工種を入札で提示してその条件での入札結果の業者はその価格によって決定していくことになる。

それぞれの業者、それぞれの件数がここで設定している予定価格分を概ね発注する形の入札になる。細かい単価契約内容の随意契約を年間で十数本していくイメージです。

（委員）入札参加停止のNo.2の「虚偽記載」は、法人登記簿上の住所と契約上の住所が違っていたのか。

（事務局）建設業法上の許可所在地がA町ではなくてB町にあります。B町が業法上の許可を得ている所在地になり、A町が八尾市に登録をしている所在地になる。この所在地が乖離していることから、八尾市とはA町の所在地で契約を交わしてきたのが実態である。その内容に虚偽があったため入札参加停止措置を打ったものです。

（委員）業法規制はそのためにある。請負契約の責任を追及するためにも正しい建設業の登録地で契約締結をしなければならない大原則を無視したことになるので、今回は6カ月の入札参加停止に至った。

No.4に関しては、専任技術者の登録の方法、これは分かっているのか。

（事務局）分かっていると思う。技術者を配置しないといけないのが業法の縛りの一番大きな所で、専任技術者を常駐させるという問題があるので、入札参加停止措置を打った。

（委員）No.2の法人の実体はあるのか。

（事務局）実体はあります。A町に配置する事務所的なものもあるが、建設業法で置く条件がそこに該当していない。専任技術者を置いていない状態です。

2. 抽出工事の審議

（事務局）第1案件説明

（委員）同額で入札した4者が、どういうシステムで落札者が決まったのか説明願いたい。

（事務局）くじの仕組みについて、ホームページの資料に基づき説明

（委員）くじが公正か否かについて疑義はない。事前公表制度は職員を守るために重要だ。最低制限価格ばかりだから業者が手を抜くと言うのは竣工検査で指摘してやり直させるなり、参加資格を停止すれば良いことで、それを同次元で扱ってはいけない。

（事務局）第2案件説明

（委員）「無効」1者の理由が「入札金額内訳書が白紙のため」となっているが。

(事務局) 入札書をシステムに入れるにあたり入札内訳書を同時に添付するが、その際全く白紙の内訳書を入れる事務ミスをしたもので、毎回確認しているが、その際白紙の用紙が添付されていたので、「白紙無効」の扱いにした。

(事務局) 第3案件説明

(委員) 1者が重複落札禁止のため無効は分かるが、落札者以外全て辞退はなぜか。

(事務局) 資料に「業務」が並んでいるが応札数に違いがある。設計業務でも高額なものに応札者が多く、少額なものほど辞退が多い。1者でも最低価格で札が入っており、他者がいる中での結果であることと、辞退者はいるものの最低価格での決定となっているので、一定の競争性は発揮できていると考えている。

(委員) 今回の審査対象案件については、いずれも適正に入札が執行されていた。

### 3. 令和2年度入札・契約実務

(委員) 落札率が一番気になるが、若干上がっているようだ。何か理由はあるのか。

(事務局) 落札率の見方は通常、くじでなく決まっていれば落札率は幅が出てくるが、ほとんどが最低制限価格での入札になっている。高落札の1番と2番はくじ以外で決まっており、3番以下はくじで決まっている。国が出している最低制限価格が徐々に上がって来ており、人件費に圧力をかけないように、品質確保の法律とともに維持されて来ているので、90%前後に落ち着いているのが現状です。

(委員) 公契連モデルが示されている中で積算して最低制限価格を決めるということだが、落札率の違いはなぜか。

(事務局) 工事、業務、業種の関係があり、土木一式工事や建築一式工事の工事経費や業務経費によって考え方が違うので、分かりやすく言えば人件費のウエイトの差と考えられる。

(委員) 予定価格の考え方の基礎にあるのは人件費ということか。

(事務局) 直接工事費と間接経費で共通仮設費、一般管理費、現場管理費の3つで構成されているが、経費部分についての共通仮設費と現場管理費と言う考え方を特に公契連モデルの中で一定の額の下限值を決めている。一般管理費についても決められているが、主に共通仮設費と現場管理費を著しく落とさないようにしていると思われる。

### 4. その他

(事務局) 前回の委員会議事録案に修正はありますか。

(委員) ない。

(事務局) 議事録を市のホームページに公表していきます。

以上